

商法

会社法

- 1 会社は、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社の種類に従い、それぞれその商号中に株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社という文字を用いなければならない。
- 2 会社でない者は、その名称又は商号中に、会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 3 何人も、不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。
- 4 自己の商号を使用して事業又は営業を行うことを他人に許諾した会社は、当該会社が当該事業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。
- 5 支配人及び事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- 6 物品の販売等を目的とする店舗の使用人は、善意の第三者に対する関係では、その店舗に在る物品の販売等を有するものとみなされる。
- 7 支配人が、会社の許可なく自己のために会社の営業の部類に属する取引をしたときは、会社は支配人がその取引を会社のためにしたものとみなすことができる。
- 8 支配人は、会社の許可を受けなければ、他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となてはならない。
- 9 会社は、数人の支配人が共同して代理権を行使すべき旨を登記することができる。
- 10 事業を譲渡した会社は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村（東京都の特別区の存する区域及び政令指定都市においては区）の区域内及びこれに隣接する市町村（東京都の特別区の存する区域及び政令指定都市においては区）の区域内においては、その事業を譲渡した日から20年間は、同一の事業を行ってはならない。
- 11 委員会設置会社を設立するには、1000万円以上の出資が必要である。
- 12 現物出資及び会社設立に際して財産を譲り受ける財産引受けについて、設立時の資本の5分の1以下、かつ、500万円以下の価格の財産の場合に限って検査役の調査は免除される。
- 13 設立に際して引受け・払込みがない株式は、設立前にすべて失権するので、発起人等が引受・払込担保責任を負うことはない。
- 14 設立時発行株式につき出資に係る金銭の全額の払込み又は出資に係る金銭以外の財産の全部を給付した場合、設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に対抗することができる。
- 15 公開会社の設立のための創立総会を招集するには、原則として創立総会の日から2週間前までに、設立時株主に対してその通知を発しなければならない。

短答実力診断テスト【商法】問題

- 16 会社成立後の新株発行では打切り発行が認められるのと異なり、設立時の株式会社では会社の資本的基礎の堅固が要求されるので、会社の成立のためには発行される全株式の引受け・出資の履行が必要である。
- 17 発起設立の場合、現物出資又は財産引受けをされた財産の会社成立当時の実価が定款に定めた価格に著しく不足する場合に発起人又は設立時取締役が負う責任は、資本充実の要請に基づく無過失責任である。
- 18 創立総会の決議は、創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数であって、出席した設立時株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う必要がある。
- 19 募集設立では発起人以外の者が設立時発行株式を引き受けるので、発起人は株式会社の設立に際し、設立時発行株式を引き受ける必要はない。
- 20 創立総会の議長は、創立総会の秩序を維持し、議事を整理する権限を有するが、出席した設立時株主は議決権を有するので、創立総会の秩序を乱す者を創立総会から退場させることはできない。
- 21 株式会社は、その発行する株式のすべてを取得請求権付株式にすることができるが、その発行する株式の一部のみを取得請求権付株式にすることはできない。
- 22 普通株式に取得条項を付けるためには、株式の内容を変更する定款変更が必要となるが、これには、当該普通株式の株主全員の同意を得なければならない。
- 23 全部取得条項を付すことに反対する当該種類の株主は株式買取請求権を行使することができる。
- 24 普通株式を議決権制限株式にすることに反対する株主は株式買取請求権を行使することができる。
- 25 公開会社において、議決権制限株式の数が発行済株式総数の2分の1を超えた場合には、直ちに、その割合を2分の1以下とする措置をとらなければならない。
- 26 株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するには、あらかじめ、株主総会の決議によって、株式を取得することができる期間を定めなければならないが、この期間は、2年を超えることができない。
- 27 市場取引、公開買付け以外の方法により特定の株主から自己株式を有償取得する場合であっても、取得する株式が市場価格のある株式である場合において、当該株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額が当該株式一株の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えないときは、他の株主は自己を売主に追加する旨の請求ができない。
- 28 株主の全員一致で定めた定款の定めにより、特定の株主からの取得の場合において他の株主が自己を売主に追加する旨の請求ができないものとすることができる。
- 29 株式会社は、他の会社の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社が有する当該株式会社の株式を取得する場合には、当該株式会社の株式を取得することができる。
- 30 株式会社は、定款の定めにより、株式会社がその意思にかかわらず自己株式を取得する場合には、自己株式を市場売却により処分することができる。
- 31 株券発行会社の株式の質入れは、当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力を生じない。

短答実力診断テスト【商法】問題

- 32 株券不発行会社の株式の質入れは、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない。
- 33 株式会社が剰余金の配当をした場合には、株式を目的とする略式質権は、当該剰余金の配当によって当該株式の株主が受けることのできる金銭等について存在する。
- 34 略式質権者は、株式会社が残余財産の分配をする場合、当該株式の株主が受けることのできる金銭を受領し、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることのできる。
- 35 株券発行会社の株式の質権者は、継続して当該株式に係る株券を占有しなければ、その質権をもって株券発行会社その他の第三者に対抗することができない。
- 36 公開会社でない株式会社では、新株予約権の内容、数の上限、払込金額の下限等を株主総会の特別決議で決定したうえ、その決議後1年以内に割当てをするものについての発行事項の決定を、取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に委任することができる。
- 37 公開会社では、新株予約権の第三者に対する有利発行となる場合を除き、新株予約権の発行事項の決定は取締役会において行うことができる。
- 38 株式会社は、通常の新株予約権の発行手続によっても、株主割当ての方法で、無償で新株予約権を発行することができる。
- 39 新株予約権が有償で発行される場合には、無償の場合と異なり、割当てを受けた者は、払込みをした時に新株予約権者となる。
- 40 すべての株式会社には、必ず株主総会を置かなければならないが、取締役を設置しないことは認められる。
- 41 取締役会を設置していない会社においては、株主総会は、株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。
- 42 株主総会の決議を必要とする事項についても、定款の定めにより、取締役、執行役、取締役会その他の株主総会以外の機関が決定することができる。
- 43 株主総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、本店の所在地又はそれに隣接する地に招集することを要する。
- 44 公開会社でない株式会社において、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主は、その保有期間を問わず、取締役に対し、株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる。
- 45 株主総会において議決権を行使することのできる株主が1000人以上である場合であっても、取締役は、書面投票制度を義務付けられることはない。
- 46 取締役は、株主総会の決議によって選任されるが、かかる決議をする場合に、補欠の取締役を選任することもできる。
- 47 公開会社においては、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることはできない。
- 48 委員会設置会社の取締役は、当該委員会設置会社の使用人を兼任することができない。

短答実力診断テスト【商法】問題

- 49 大会社においては、自然人のほか、法人も取締役になることができる。
- 50 委員会設置会社以外の株式会社の取締役の任期は、原則として選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされ、定款によっては短縮することができない。
- 51 委員会設置会社でない株式譲渡制限会社においては、定款により、取締役の任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することができる。
- 52 複数の取締役の選任について、議決権を行使することができる株主の請求がある場合には、定款に別段の定めがない限り、累積投票により取締役を選任する。
- 53 取締役会を置かない株式会社において、複数の取締役がいるときには、株式会社の業務の決定は、全員の同意による必要がある。
- 54 取締役が複数いる場合には、それぞれの取締役各自が株式会社を代表する。
- 55 取締役会を置かない株式会社においては、代表取締役は取締役の互選によって定められ、株主総会の決議によることはできない。
- 56 会計参与は、公認会計士又は税理士でなければならず、監査法人又は税理士法人はなることができない。
- 57 会計参与の任期は、原則として、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 58 会計監査人は、監査法人又は税理士法人でなければならず、公認会計士又は税理士が個人でなることはできない。
- 59 株式会社と会計監査人との関係は、株式会社と取締役との関係とは異なり、委任に関する規定は適用されない。
- 60 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 61 会社法上代表取締役が、職務執行に伴って第三者に損害を加えたときに、株式会社自身が、その第三者に加えた損害を賠償する責任を負うことはない。
- 62 代表取締役が欠けた場合に、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時代表取締役の職務を行うべき者を選任することができる。
- 63 監査役を置かない株式会社において、取締役が、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を株主に報告しなければならない。
- 64 公開会社でない株式会社の株主であっても、その会社の株式を6か月前から引き続き有している場合でないと、取締役がなした定款違反の行為の差止めを請求することができない。
- 65 監査役を置かない株式会社において、株主は、取締役が法令違反行為をしたときは、取締役会の招集の請求ができる。

短答実力診断テスト【商法】問題

- 66 監査委員会の委員は、委員会設置会社若しくはその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は委員会設置会社の子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。
- 67 各委員会の委員は、いつでも、取締役会の決議によって解職することができる。
- 68 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。
- 69 取締役会の決議によって解任された執行役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、委員会設置会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 70 使用人兼務執行役の使用人部分の給与等は執行役が決定する。
- 71 執行役は、委員会設置会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない。
- 72 取締役会は、執行役の中から代表執行役を選定しなければならない。この場合において、執行役が1人のときは、その者が代表執行役に選定されたものとする。
- 73 委員会設置会社は、代表執行役以外の執行役に社長、副社長その他委員会設置会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該執行役がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。
- 74 3か月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主は、執行役が委員会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該委員会設置会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 75 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 76 取締役の利益相反取引規制違反の場合の責任と、一般の任務懈怠責任とは、いずれも任務懈怠責任である点において、その法的性質を共通にする。
- 77 利益相反取引により会社に損害が生じた場合には、任務懈怠行為があつたものと推定され、当該責任追及の対象となった役員側において、自らに任務懈怠行為が存在しなかったことの立証責任を負わなければならない。
- 78 利益相反取引のうち、自己のために株式会社と直接に利益相反取引をした取締役については、当該取引を行うことにつき過失が存在しないことを理由として責任を免れることができない。
- 79 利益相反取引による取締役の責任について、会社法では、責任の一部免除は認められていない。
- 80 会計帳簿の閲覧等の請求を行う株主が、株式会社の業務の遂行を妨げる目的で請求を行ったときは、株式会社は当該請求を拒むことができる。
- 81 株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとされている。

短答実力診断テスト【商法】問題

- 82 計算書類とは、貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。
- 83 監査役設置会社（会計監査人設置会社を除く。）においては、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監査役の監査を受けなければならない。
- 84 株式会社は、最終事業年度の直後の事業年度に属する一定の日（臨時決算日）における財産の状況を把握するため、法務省令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成することができる。
- 85 取締役会がない会社でも、会計監査人を設置している会社の場合には、計算書類等につき定時株主総会の承認決議は不要である。
- 86 株式会社の資本金の額は、会社法に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とされる。
- 87 設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額の3分の1を超えない額は、資本金として計上しないことができる。
- 88 資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。
- 89 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。
- 90 株式会社は、欠損の填補にあてる場合には、定時株主総会の普通決議をもって資本金の額の減少ができる。
- 91 社債券を発行しない社債の発行は認められない。
- 92 社債の発行については、打切発行が原則であり、会社は、一定の日までに募集社債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合においては募集社債の全部を発行しないこととする旨を定めることができる。
- 93 取締役会を設置する株式会社にあつては、取締役会では償還の金額及び利率の上限ならびに社債の発行価額の下限のみを決議することで足り、具体的な額等の決定を代表取締役委任することができる。
- 94 会社は、社債を発行する場合には、原則として社債管理者を定め、社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の社債の管理を行うことを委託しなければならない。
- 95 社債の譲渡は、その社債を取得した者の氏名又は名称及び住所を社債原簿に記載し、又は記録しなければ、社債発行会社その他の第三者に対抗することができない。
- 96 会社が吸収合併をする場合において、吸収合併存続株式会社は、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する。
- 97 吸収合併消滅株式会社の新株予約権は、効力発生日に、吸収合併存続会社の新株予約権とみなされる。

短答実力診断テスト【商法】問題

- 98 2以上の会社が新設合併をする場合に、新設合併により設立する会社が株式会社であるときは、新設合併契約において新設合併設立株式会社の設立時取締役の氏名を定めなければならない。
- 99 新設合併消滅株式会社の株主は、新設合併設立株式会社の成立の日に、新設合併契約の定めに従い、新設合併設立会社の株主となる。
- 100 吸収合併消滅株式会社において、吸収合併存続株式会社が消滅株式会社の特別支配会社であったとしても、効力発生日の前日までに株主総会による吸収合併契約の承認を受けなくてはならない。
- 101 合同会社は、吸収分割をすることができるが、合資会社は吸収分割をすることができない。
- 102 吸収分割契約により、吸収分割会社の債権者が、吸収分割後に吸収分割株式会社に対して債務の履行を請求できないものとされたときは、当該債権者は、異議を述べることはできるが、吸収分割後に吸収分割承継株式会社に対して債務の履行の請求ができることはない。
- 103 2以上の株式会社が共同して新設分割をする場合には、当該株式会社は、共同して新設分割計画を作成しなければならない。
- 104 2以上の株式会社が新設分割をする場合において、新設分割設立会社が持分会社であるときは、新設分割計画において、新設分割設立持分会社の社員の名称及び住所につき定めなければならないが、当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかにつき定める必要はない。
- 105 吸収分割株式会社は、効力発生日から6か月間、吸収分割により吸収分割承継会社が承継した吸収分割株式会社の権利義務その他の吸収分割に関する事項を、記載又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
- 106 会社の設立の無効は、設立する株式会社の株主等又は設立する持分会社の社員等が、設立する会社に対して、会社の成立の日から2年以内に、訴えをもって主張することができる。
- 107 新株発行の無効は、公開会社であると株式譲渡制限会社であることを問わず、当該会社の株主等が、株式を発行した株式会社に対して、株式発行の効力が生じた日から6か月以内に、訴えをもって主張することができる。
- 108 資本減少の無効は、当該会社の株主等、破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかった債権者が、当該会社に対して、資本金の額の減少の効力が生じた日から6か月以内に、訴えをもって主張することができる。
- 109 株主総会等の決議については、当該株式会社に対して、決議が存在しないことの確認又は決議の内容が法令に違反することを理由として決議が無効であることの確認を、訴えをもって請求することができる。
- 110 株主等は、当該株式会社に対して、株主総会等の決議の日から3か月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。
- 111 新株発行の不存在の確認の訴えは、法律上、提訴期間の制限がない。
- 112 新株発行の不存在の確認の訴えは、法律上、提訴権者の制限がない。
- 113 新株発行の不存在の確認の訴えの被告は、株式を発行したと主張する株式会社である。

短答実力診断テスト【商法】問題

- 114 新株発行の不存在の確認の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行は、将来に向かってその効力を失う。
- 115 新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき、自己株式の処分の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき及び新株予約権の発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該株式会社は、当該判決の確定時における当該株式に係る株主に対し、払込みを受けた金額又は給付を受けた財産の給付の時における価額に相当する金銭を支払わなければならない。
- 116 株主は、株式会社に対し、責任追及等の訴えの提訴請求をすることができる。ただし、責任追及等の訴えが当該株主もしくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合には、提訴請求をすることができない。
- 117 公開会社においては、6か月前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。ただし、当該訴えが当該株主もしくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合には、訴えを提起することができない。
- 118 株主代表訴訟の係属中に、原告が当該株式会社の株式交換又は株式移転により当該株式会社の完全親会社の株式を取得したときには、当該原告は代表訴訟の原告適格を失う。
- 119 株主代表訴訟の係属中に、原告が金銭を対価とする当該株式会社の合併により、株主でなくなった場合には、当該原告は代表訴訟の原告適格を失う。
- 120 株主又は株式会社は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができる。

有価証券法

- 121 約束手形とは、振出人が受取人その他証券の正当な所持人に対して、一定の期日に一定の金額を支払うことを約束する証券である。
- 122 既存債務の履行に関し手形が授受された場合、当事者の意思が不明なときは、既存債務と手形債務は併存するものと推定すべきである。
- 123 広義の支払いのため振り出された手形が、広義の支払いのため裏書され、その手形の所持人が振出人から、手形金の支払いを受けた場合、振出及び裏書の原因関係は消滅する。
- 124 手形債権が譲渡されると、原因関係上の債務は直ちに消滅する。
- 125 既存債務が履行されると、手形債務は直ちに消滅する。
- 126 既存債務が時効消滅すると、手形債務は直ちに消滅する。
- 127 手形金支払請求訴訟を提起すると、原因関係上の債権の時効も中断する。
- 128 確定日払の約束手形においては、振出日は手形要件ではない。
- 129 指図文句を抹消すれば、指図禁止手形となる。

短答実力診断テスト【商法】問題

- 130 同一手形上の各手形行為はそれぞれ独立して効力を生じ、論理的前提となった他の手形行為の実質的効力の有無によって影響を受けない。
- 131 手形であることを認識し、又は認識し得べくして手形に署名した者は、手形債務を負担する。
- 132 民法の表見代理の規定によって保護されるのは、手形行為の直接の相手方に限られる。
- 133 手形法第8条による無権代理人の責任は、責任負担のための署名による責任ではなく、名義人本人が手形上の責任を負うかのように表示したことに対する担保責任である。
- 134 法人の代表者が直接法人の署名をすることは許されない。
- 135 被偽造者は手形上の責任を負うことはない。
- 136 偽造者は、手形に署名していない以上手形上の責任を負うことはない。
- 137 営業自体につき名義使用を許諾された者がそれを使用して営業を行い、これに関連して名板貸人の名義を使って手形取引をした場合、許諾者は使用者と共に手形上の責任を負う。
- 138 手形取引のみについて名義使用を許諾された者が名板貸人の名義を使って手形取引をした場合、許諾者は使用者と共に手形上の責任を負う。
- 139 手形の変造前の署名者は、現文言に従った責任を負う。
- 140 手形の受取人欄の記載を抹消することは、変造に当たる。
- 141 手形は法律上当然の指図証券である。
- 142 指図禁止手形以外の手形を指名債権譲渡の方式によって譲渡することはできない。
- 143 一部裏書も有効である。
- 144 期限後裏書には担保的効力は認められない。
- 145 記名式裏書の被裏書人欄の記載のみが抹消された場合、裏書全体の抹消となる。
- 146 裏書の連続する手形の占有者は、権利者とみなされる。
- 147 手形債務者は、隠れた取立委任裏書の被裏書人に対して、裏書人に対する人的抗弁を対抗することができる。
- 148 手形所持人は、自らが人的抗弁の存在につき悪意であっても、その前者が善意である場合には、人的抗弁の対抗を受けない。
- 149 約束手形において悪意の抗弁の対抗を受けるべき者が、手形を善意の第三者に裏書譲渡した後、戻裏書により再びそれを取得した場合には、第三者に裏書譲渡する前に存した悪意の抗弁の対抗を受ける。
- 150 約束手形において裏書人・被裏書人（所持人）間の原因関係が消滅した場合、振出人は、所持人からの手形金請求を拒むことができる。

短答実力診断テスト【商法】問題

- 151 約束手形において振出人・裏書人間及び裏書人・被裏書人(所持人)間の原因関係がいずれも消滅した場合、振出人は、所持人からの手形金請求を拒むことができる。
- 152 支払呈示には付遅滞効、遡求権保全効、時効中断効が認められる。
- 153 手形所持人は一部支払を拒むことができる。
- 154 手形債務者が、裏書の連続する手形の所持人に対して手形金を支払った場合、所持人が実質的無権利者であったとしても、手形債務者は免責され得る。
- 155 支払呈示期間経過後であっても、手形上の権利が時効によって消滅していない限り、手形所持人は手形債務者に対して手形金の支払を請求することができる。
- 156 約束手形の振出人に対する債権は、満期の日から1年で消滅時効にかかる。
- 157 約束手形の振出人に対する権利が時効消滅した場合、遡求権はそれ自体の時効完成をまたずに消滅する。
- 158 裁判上の請求による時効中断をするためには、手形の所持が必要である。
- 159 手形上の権利が手続の欠缺又は時効により消滅した場合、手形所持人は、振出人、引受人、裏書人に対しその受けた利益の限度で償還を請求することができる。
- 160 手形保証において、被保証者の責任と手形保証人の責任とは合同責任の関係に立つ。
- 161 手形保証債務を履行した手形保証人は、法律上当然に、被保証者及びその手形債務者に対し、手形上の権利を取得する。
- 162 除権決定前に喪失手形を善意取得した者がいる場合、除権決定を得た者は実質的権利を回復するわけではない。
- 163 白地手形の呈示には遡求権保全効は認められない。
- 164 白地手形の呈示には時効中断効は認められない。
- 165 満期白地手形の補充権は、消滅時効にかかることはない。
- 166 手形の書替において旧手形を回収する場合、当事者の意思が不明なときは更改であると推定される。
- 167 手形の書替において旧手形を回収しない場合、新手形の満期前には、手形債務者は、書替当事者たる所持人からの旧手形による権利行使に対して、支払猶予の抗弁を対抗することができる。
- 168 為替手形の主債務者は振出人である。
- 169 小切手の支払人は銀行等に限られる。
- 170 小切手は常に一覽払とされる。

商法総則・商行為法

- 171 自然人は、営業自体を開始する前に商人資格を取得する余地はない。

短答実力診断テスト【商法】問題

- 172 登記事項の中には、登記するか否かを当事者の自由に委ねているものもある。
- 173 登記事項は、登記後には原則として善意の第三者に対しても対抗することができる。
- 174 故意又は過失により不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗できない。
- 175 未登記商号で営業を営む者は、不正の目的でその者の営業と誤認させるおそれのある商号を使用する者に対して、その使用の差止めを請求することはできない。
- 176 商号権を譲渡することはできない。
- 177 名義使用につき黙示の許諾があったにすぎない場合には、名板貸人の責任は認められない。
- 178 会社が営業全部を譲渡すれば、その会社は当然に解散する。
- 179 営業の譲受人が譲渡人の商号を使って営業を続ける場合には、譲渡人の営業によって生じた債務につき、譲受人も弁済の責任を負う。
- 180 本店の支配人は、支店の営業についても当然に代理権を有する。
- 181 支配人の代理権に加えた制限を善意の第三者に対抗することはできない。
- 182 商法上の営業所としての実質を欠き、ただ単に名称・設備などの点から営業所らしい外観を呈するにすぎない場所の使用人に対して、支配人類似の名称が付されていても、表見支配人の規定の適用はない。
- 183 営業としてなされるときにはじめて商行為となる行為を、附屬的商行為という。
- 184 商行為の代理については、代理人が顕名をしない場合でも、その行為は本人・相手方間にその効力を生ずる。
- 185 数人の者がその一人又は全員のために商行為となる行為によって債務を負担したときは、その債務は各自連帯してこれを負担する。
- 186 商事法定利率は年6分である。
- 187 商事消滅時効は10年である。
- 188 商行為の委任による代理権は、本人が死亡すれば消滅する。
- 189 商人間の売買においては、買主は目的物の受領後遅滞なくその検査をし、瑕疵又は数量不足があったときは直ちにその旨を通知する義務を負い、これを怠ると、売主が瑕疵又は数量不足を知っている場合でも、瑕疵又は数量不足による契約解除、代金減額、損害賠償請求をできない。
- 190 匿名組合員は商人でなければならない。
- 191 自己の名をもって他人のために物品の販売又は買入をなすことを業とする者を仲立人という。
- 192 問屋が販売又は買入をしたときは、そのつど、売買契約の履行行為が終了する前であっても、委託者の請求を待たないでその通知をしなければならない。

短答実力診断テスト【商法】問題

- 193 運送契約の当事者は運送人・荷送人・荷受人である。
- 194 運送品の滅失・毀損の場合に運送人の賠償すべき額は、全部滅失の場合には引渡しをすべきであった日における到達地の価格、一部滅失・毀損の場合には引渡しがなされた日における到達地の価格を基準として定められる。
- 195 運送品が高価品である場合、その旨の荷送人の明告がないときでも、運送人は債務不履行に基づく損害賠償責任を負う。
- 196 貨物引換証が発行された場合には、証券と引換えでなければ、何人も運送品の引渡しを運送人に請求することはできない。
- 197 判例によると、運送品の受取りなしに発行された貨物引換証は、無効である。
- 198 旅客の運送人は、自己又はその使用人が運送に関して注意を怠らなかったことを証明しなければ、旅客が運送のために受けた損害を賠償する責任を免れることはできない。
- 199 場屋営業者は、客から委託を受けた物品の滅失又は毀損については、それが不可抗力によったことを証明しなければ損害賠償責任を免れることはできない。
- 200 倉庫営業者は、受寄物の出庫の時点ではじめて保管料の支払を請求することができる。